

※下記の情報は「NESYS(TAITO NET ENTRY SYSTEM)利用規約 個人情報の利用目的」の範囲内で利用いたします。

依頼事項 (該当に○)	移設	(ルーターの店舗間移動。筐体のみの店舗間移動は「変更」となります)	ご利用者 NO	(※弊社記入欄:ご利用者ナンバー)		
	変更	(新規タイトル追加、利用台数・回線種別・店舗情報の変更等)				
	休止	(NESYS回線の一時的な利用停止。休止期間中も費用が発生します)	ご購入者名			
	解約	(NESYS回線の解約。以後全NESYSタイトルの接続が不可能になります)	希望日	年	月	日

変更前

変更後

コンテンツ 利用者情報	ご利用者名											
	〒	-										
	ご利用者住所											
	連絡先	TEL	(	)	-							
店舗情報	店舗名											
	ご担当者名											
	〒	-										
	店舗住所											
	店舗連絡先	TEL	(	)	-							
		FAX	(	)	-							
タイトル 登録状況	ウルトラストリート ファイターIV	PCB枚数			枚							
		※NxL2 USF4専用モードを【含む】枚数										
	NESiCAXLive	クライアントPCB枚数			枚							
	NESiCAXLive 2	PCB枚数			枚							
		※NxL2 USF4専用モードを【除く】枚数										
	グルーヴ コースター	ゲーム筐体(グルーヴプラン)			台							
		ゲーム筐体(コースタープラン)			台							
	【変更前】 現在の登録 情報	ゲーム筐体(10プラン)			台							
		ゲーム筐体(30プラン)			台							
		ゲーム筐体(45プラン)			台							
	【変更後】 変更後の登録 情報	ゲーム筐体(10プラン)			台							
		ゲーム筐体(30プラン)			台							
		ゲーム筐体(45プラン)			台							
	ストリートファイターV	ゲーム筐体			台							
		ゲーム筐体			台							
		ゲーム筐体			台							
		ゲーム筐体			台							
回線情報	回線ご担当名											
	ご担当連絡先	TEL										
	回線種類 (該当に○)	フレック光ネクスト(ファミリー) ＜ファミリータイプ/ファミリーハイスピードタイプ/ ファミリースーパーハイスピードタイプ集/ ファミリーギガラインタイプ＞			フレック光ネクスト(マンション) ＜マンションタイプ/マンションハイスピードタイプ/ マンションスーパーハイスピードタイプ集/ マンションギガラインタイプ＞							
		ALL.net共用	ルーター番 号									
手配情報	回線開通 予定日	年	月	日	午前・午後	開通済	ルータ設定 (該当に○)	設定済送付	未設定送付 +入店設定	入店設定 のみ	手配不要	
	LAN工事手配 (該当に○)	NESYSでLAN配線工事を手配する			お客様ご自身でLAN配線工事を行う		ルータ手配(該当に○) ※NESYS光導入時項目	NESYS光ルータ&ハブセット手配			手配不要	

【特記事項】 ●解約の場合は「依頼事項」の「解約」に○をして【変更前】のみ、ご記入ください。また解約は1ヶ月前までにお申込みください。●NTT回線はお客様ご自身でお申込み手配、解約をお願いします。【ご注意】ご用意いただいたNTT回線は、NESYS専用でご利用ください。●ご利用店舗のルーター移設お申し込みは、移設予定日の6営業日前を目安にお申し込みください。●NESYS利用料金、移設、変更、休止、解約のご質問は、弊社、NESYSご契約問合わせ窓口までお問い合わせください。●「ウルトラストリートファイターIV」のご契約は、「NESiCAXLive2」の「USF4専用モード」の契約枚数も含まれます。●「NESiCAXLive2」のご契約は、「USF4専用モード」を除く枚数でご申請ください。

【個人情報の取り扱いについて】 本申込書に記載の個人情報は、適切に管理すると共に、次の目的に限り使用するものとします。
＜利用目的＞ (1) 本サービスの利用料金の請求及び回収のため。 (2) 本ゲーム機の設置工事実施のため。 (3) 本サービス提供(コンテンツの公衆送信等)のため。 (4) 本サービスを利用する上で必要となる情報を提供するため。 (5) その他、本サービスの提供に必要な事項を実施するため。
＜第三者提供＞ 弊社は、上記利用目的を遂行させるためにその一部を第三者に提供することがあります。この場合、当社は、当該第三者に対しても個人情報の適切な管理と前項各号掲載の利用目的内での利用を遵守させるものとします。

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、株式会社タイトー（以下「タイトー」といいます）がサービスを提供する「NESYS(TAITO NET ENTRY SYSTEM)」（以下「本サービス」といいます）の利用を申し込み、タイトーが承諾した全ての利用者（以下「本利用者」といいます）に適用されるものとします。

2. 本利用者は、本規約のほか、別途タイトーが定める規定、特約、その他指定する条件（以下「本規約等」といいます）に基づき、本サービスを利用するものとします。

3. タイトーは、いつでも本規約等、本サービスの内容及び名称を変更することができるものとし、本利用者は、これを予め異議なく承諾すると共に、最新の本規約等を遵守するものとします。利用者は、本サービスを利用した場合、その時点で有効な本規約等に承諾したものとみなされます。

第2条（本サービス）

1. 本サービスは、タイトーが、その管理するメインサーバー（以下「メインサーバー」といいます）並びにアミューズメント施設に設置する専用ルーター、専用ハブ及びアミューズメント施設においてユーザー（以下「ユーザー」といいます）がゲーム等をプレイするために必要となる業務用システムボード（別途タイトーが指定するもの）にゲーム等のソフトウェアが組込まれた専用端末（以下「専用端末」といい、専用端末に含まれるゲーム等のソフトウェアを以下「本ゲーム等」といいます）から構成されるシステムを使用して、本ゲーム等に関するユーザー情報、その他各種データ等（以下「本データ」といいます）を、メインサーバーから専用端末にインターネットを通じて公衆送信の方法により提供するサービス並びにアミューズメント施設におけるプレイ状況の管理等を目的としたWebサービスにより構成されるサービスとします。

2. 本利用者は、本サービスの利用にあたり、別途本ゲーム等及び専用端末を購入し、かつ本サービスを利用する上で必要なネットワーク、設備等を自己の費用と責任において構築、設定し、維持するものとします。なお、ネットワークに関する工事は、別途タイトーが指定する者に委託することにより実施するものとし、その費用は、別途本利用者が負担するものとします。

第3条（本サービスの利用）

1. タイトーは、本利用者に対し、次の事項を非独占的に許諾するものとします。

(1) 利用申込書に記載した日本国内の店舗（以下「本店舗」といいます）に設置された専用端末に本データをメインサーバーからダウンロードすること。

(2) 本店舗の来店者であるユーザーに対し、専用端末をして本データを利用して本ゲーム等を利用（本ゲーム等を上映することを含む）させること。

(3) 本サービスに関連する管理用サイトにアクセスし、タイトーが当該管理用サイトに提供するサービスを、専用端末における本ゲーム等の利用を管理、促進する目的で利用すること。

(4) 本店舗の運営者が本利用者と相違する場合、本店舗の運営者に前各号の事項を再許諾すること。但し、本利用者は、自己の責任と費用において、当該運営者に本規約等を遵守させ、本店舗の運営者と連帯して本規約等を履行すること。

2. 本利用者は、タイトーより本サービスに関する取扱説明書、マニュアル並びにPOP、ポスター等の販促物等（以下「本関連資料」といいます）の提供を受けた場合、本サービスを本店舗で利用する以外の目的でこれらを利用してはならないものとし、タイトーより本関連資料の返還請求を受けた場合、速やかにタイトーに返還するものとなります。

3. 本利用者は、タイトーが本サービスを通じて本ゲーム等の利用状況等の情報を自動的に収集し、タイトーにおいて利用することを予め異議なく承諾するものとします。

4. 本利用者は、本サービス利用後、本ゲーム等をバージョンアップさせる目的で本データをダウンロードした場合、別途タイトーが指定する日からバージョンアップした本ゲーム等を利用することができるものとします。但し、タイトーは、当該バージョンアップされた本ゲーム等の利用開始日を事前に本利用者へ通知した場合であっても、タイトーの裁量により当該利用開始日をいつにでも変更することができるものとし、本利用者は、これに一切異議を申し立てないものとします。

第4条（利用料）

1. 本利用者は、タイトーが別途定める利用料（本サービスの内容によって、月額課金形態のもの、従量課金形態によるものがあり、その詳細は、別途タイトーが定めるものとする）を申込書に定める方法によってタイトーに支払うものとします。但し、本利用者は、タイトーが本サービスの申込時に定める方法以外の方法での利用料の支払いを請求した場合、当該請求に基づき、タイトーに支払うものとします。

2. 毎月の利用料は、別途タイトーが算出し、本利用者へ請求した金額とします。利用料が従量課金形態のものであり、かつ本利用者において当該タイトーの請求内容に疑義がある場合、本利用者は、タイトーが本利用者へ請求した日から5日以内に具体的な疎明資料を提示の上、タイトーに通知するものとします。タイトーは、本サービスの誤動作等に起因する本利用者への請求内容に誤りがあったことを認めた場合、本利用者に改めて算出した利用料を請求するものとします。但し、本利用者は、タイトーにおいて請求金額に誤りが発見されないと判断された場合及びタイトーへの通知から1週間が経過してもタイトーより新たな利用料金の請求を受けない場合、当初請求された金額を確定金額とし、前項の規定に基づき、タイトーに利用料を支払うことを異議なく承諾します。

3. 本利用者は、一度支払った利用料金の返還をタイトーに対し請求することはできないものとします。

4. 月額課金形態の利用料は、対象となる本サービスの提供開始の翌月から本サービスを提供した最後の月までを対象とし、日割計算を行わないものとします。

5. タイトーは、本利用者への利用料の請求を別途第三者に委託することができるものとします。

6. 本利用者は、本サービスの利用にあたり、タイトーより保証金の預託を求められた場合、別途タイトーが指定する金額、方法により保証金をタイトーに預託するものとします。なお、保証金には、利息は付きません。また、本利用者は、本項に基づき保証金を預託した場合といえども、本条に規定する利用料の支払いを免れたり、また利用料の支払いと保証金との相殺を主張することはできないものとします。

7. 本利用者が利用料をその支払期日までに支払わない場合、年率14.6%の割合による遅延損害金をタイトーに支払うものとします。

第4条の2（利用休止）

1. 利用者は、第7条の規定に基づき、事前にタイトーに通知することにより、本サービスの利用を一時的に中止することができるものとします。この場合、利用者は、本サービスを利用する上で必要となるネットワーク、設備等は自己の責任と費用において引き続き維持、保持するものとします。また、前条に規定する利用料は無料としますが、別途タイトーが定める月額休止料金（手数料）及びネットワーク、設備等を維持するための費用を前条の規定に基づきタイトー又はタイトーが指定する第三者へ支払うものとなります。

2. 利用者は、前項に基づく本サービスの利用休止中も本規約第3条1項、第6条1項2号及び「NESiCAXLive利用特約」第10項の規定を除き、すべての規約、特約が適用されることを異議なく承諾するものとします。

第5条（知的財産権）

本利用者は、本ゲーム等を含む本サービスにかかる一切の知的財産権が、タイトー又はタイトーが指定する第三者に帰属するものであり、専用端末の所有権が本利用者へ帰属するものであったとしても、それらにかかる知的財産権が本利用者に移転、譲渡されるものではないことを承諾すると共に、本ゲーム等を含む本サービスの知的財産権を侵害するもしくは侵害するおそれのある一切の行為を行わないものとします。

第6条（禁止事項）

1. 本利用者は、本サービスの利用にあたり、タイトーの事前承諾なくして次の各号にあげる事項を行ってはならないものとします。

(1) 非営利の目的で利用すること。

(2) 本店舗の営業時間中、専用端末を稼働させている状態において、専用端末のネットワークへの接続を停止すること。

(3) 本サービスの提供を受ける目的で用意した通信回線及びインターネット接続環境等を、本サービスを受ける目的以外の目的に利用すること。

(4) 本店舗以外の場所で専用端末を利用すること。

(5) 専用端末を日本国外に輸出すること、また輸出するおそれがある第三者に販売、譲渡、賃貸等すること。

(6) 専用端末、本データ及び本ゲーム等を分解、解析、変更等すること。

(7) 専用端末にタイトーが承諾していない付属品を付加すること。

(8) 本来の用法に反して使用し、又は通常かつ一般的な営業の範囲を超えて使用すること。

(9) 本データ及び本ゲーム等を自らもしくは第三者をして専用端末以外の媒体に複製、ダウンロードすること。

(10) タイトー、その他第三者の所有権、著作権を含む知的財産権、パブリシティ権及びプライバシー等の権利を侵害すること。

(11) タイトー、その他第三者に不利益、損害を与えること。

(12) 賭博行為をし、また利用者に賭博行為をさせること（賭博行為を黙認する行為も含む）、その他公序良俗に反する目的で利用すること。

(13) 法律、法令等に違反する方法で利用すること。

(14) メインサーバーへの不正アクセスを試みたり、タイトーのシステムを妨害しシステムに負担をかける、又は本サービスの関連設備に危害を与えるおそれのある行為をすること。

(15) 本サービスの信用を失墜、毀損させる行為をすること。

(16) その他タイトーが不適切であると判断する行為をすること。

2. 本利用者は、前項各号のいずれかを実施した場合、もしくはタイトーにおいて本利用者が前項各号のいずれを実施するおそれがあると判断された場合、本サービスを直ちに停止されても何ら異議を申し述べないものとします。

第7条（通知）

1. 本利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする場合、少なくとも1ヶ月前までにタイトーに通知するものとします。なお、通知方法についてタイトーの指定がある場合、その方法によって通知するものとします。

(1) 本サービスの利用を休止、解約するとき。

(2) 専用端末を廃棄、第三者に譲渡、販売するとき。

(3) 本店舗を閉鎖もしくは5日以上連続して休業するとき。

(4) 専用端末を本店舗以外のアミューズメント施設に移動することを希望するとき。

2. 本利用者は、本サービスの利用を休止、解約する旨をタイトーに通知したのち、再度本サービスを利用することを希望する場合、事前にタイトーに通知し、タイトーの指示に従うものとします。

第8条（本店舗への立ち入り）

1. タイトーは、事前に本利用者へ通知することにより、本店舗の営業時間中、本店舗に立ち入り、本サービスの利用状況、本関連資料等の管理状況等について監査することができるものとし、必要に応じて、本利用者へ改善措置等の指示並びに関連する帳簿の開示を求めることができるものとします。

2. 本利用者は、前項に基づき、タイトルより改善措置の指示又は帳簿の開示請求を受けた場合、速やかにこれに対応するものとします。

第9条（責任）

1. タイトーは、本サービスの完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、信頼性及び権利の非侵害性等について、本利用者に対しいかなる保証もするものではないものとします。

2. 天災地変の外、戦争、内乱、暴動及び法令の改廃、制定等公権力による命令処分、ストライク、その他の争議行為、輸送機関の事故、通信設備の障害、本システムを維持する上で必要な定期的又は緊急のメンテナンス、その他不可抗力により本サービスの全部、又は一部の提供の遅延或いは提供不能の事態が生じた場合、タイトーはその責を一切負わないものとします。

3. タイトーは、本サービスが適切に利用できるよう努力する義務のみを負うものとし、本サービスの使用、又は使用不能その他利用者が本サービスの利用した事に関連して利用者に生じた一切の損害について、その損害を賠償する責任を利用者に対し負担しないものとします。

4. タイトーは、本利用者及びその関係者より、本サービス及び本ゲームについての意見、提案等を得た場合、そこに含まれるアイデア等について、秘密保持義務を一切負うことなく、任意に、かつ無償で何ら制限を加えられることなく利用（改変して利用したり、何らかの権利を取得したりすることなども含むものとします）することができるものとします。

5. タイトーは、本サービスの全部又は一部の継続提供を本利用者に対し保証しないものとし、タイトーは、本利用者へ何らの通知もせず、いつでも本サービスの全部又は一部を中止、停止又は変更することができるものとします。

6. 本サービスに関連して、タイトーが本利用者に対して負う損害賠償義務は、本利用者が被った直接損害に限られるものとし、間接損害、特別損害、逸失利益等の損害について一切賠償義務を負わないものとします。また、タイトーの損害賠償義務は、本利用者によって実際に支払われた直近3ヶ月間の平均月額利用料（但し、当該損害の原因となる本ゲーム等がある場合、当該本ゲーム等の直近3ヶ月間の平均月額利用料に限られる）の金額を超えないものとします。

第10条（秘密保持）

本利用者は、本サービスに関連して知り得たタイトーの営業上及び技術上の秘密情報を、直接間接を問わず第三者に漏洩もしくは開示してはならず、また自ら本規約等に基づき本サービスを利用する以外の目的に流用してはならないものとします。

第11条（譲渡禁止）

本利用者は、タイトーの事前の書面による承諾を得た場合を除き、本規約上の地位又は本規約等から生じる権利を譲渡、買入してはならず、その義務を他に引受させてはならないものとします。

第12条（法令等の遵守）

本利用者は、本サービスの利用にあたって、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」その他適用される法令、条例等及び監督官庁の指導を遵守するものとします。

第13条（期間・利用の終了）

1. 本規約等は、本利用者が本サービスを利用している期間中継続して適用されるものとします。
2. 本利用者は、本サービスの一部又は全部の利用を終了することを希望する場合、少なくとも1ヶ月前までにタイトーに通知するものとします。
3. 本サービスの利用終了後も本規約第3条2項、第4条、第5条、第6条1項、第7条2項、第8条、第9条、第10条、第11条、第15条、第16条及び第17条の規定は、引き続き有効に本利用者に提供されるものとします。

第14条（解除・期限の利益喪失）

1. タイトーは、本利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本利用者に対し、何らの通知、催告も要せずして、本サービスの提供を停止し、かつ本規約等に基づく本利用者との契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第6条又は第10条の規定に違反したとき。
 - (2) そのほか本規約等の一つにでも違反事実があり、相当の期間を定めてその是正を催告しても、なお当該違反事実が是正されないとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、競売の申立を受けたとき。
 - (4) 会社更生手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続もしくは特定調停法に基づく調停等の申立を受け、もしくは自らこれを申立てたとき。
 - (5) 監督官庁より営業停止、営業免許あるいは営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき。
 - (6) 資本減少、営業の廃止もしくは重大な変更又は解散、組織変更の決議をしたとき。

NESiCAxLive利用特約

1. 本特約は、「NESYS (TAITO NET ENTRY SYSTEM)利用規約」(以下「本基本規約」といいます)に基づき株式会社タイトー(以下「タイトー」といいます)が提供する。「NESYS (TAITO NET ENTRY SYSTEM)」(以下「本サービス」といいます)の利用者が、本サービスに加え、タイトーが別途提供するサービス「NESiCAxLive」(以下「NESiCAxLive」といいます)の利用を申し込み、タイトーが承諾した全ての利用者(以下「本利用者」といいます)に適用されるものとします。

2. 「NESiCAxLive」は、本サービスの一環として本利用者に提供されるものであり、本利用者は、「NESiCAxLive」の利用にあたり、本基本規約の規定が適用され、本利用特約はその特約であることを異議なく承諾するものとします。また、本利用特約で用いられる用語の意義は、本利用特約に特に定めのない限り、本基本規約で定義される意義と同一の意義のみを有するものとします。なお、本特約と本基本規約の内容が抵触する場合は、本特約の内容が優先して適用されるものとします。

3. 「NESiCAxLive」は、「NESiCAxLive」用のメインサーバー及び「NESiCAxLive」対応の専用端末(以下「専用端末」といいます)から構成されるシステムを使用して、メインサーバーから専用端末にインターネットを通じてゲームソフト等のコンテンツ(以下「本コンテンツ」といいます)を公衆送信し、かつ専用端末に、LANを通じて本コンテンツを自動的に公衆送信することにより専用端末において本コンテンツを利用した映像を上映し、ユーザーに対しゲーム等をプレイ可能にさせることを特徴とするサービスとします。

4. 本利用者は、「NESiCAxLive」の利用にあたり、「NESiCAxLive」対応の専用端末を自己の責任と費用において購入するものとします。

5. タイトーは、本利用者に対し、専用端末で使用する専用ハードディスク及びセキュリティディンクル(以下「本貸与品」といいます)を貸与するものとし、本利用者は、本貸与品を専用端末に自己の責任と費用において取り付けるものとします。

6. 本利用者は、本貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理すると共に、本貸与品を専用端末に取り付け「NESiCAxLive」を利用する以外の目的に一切利用してはならないものとします。また、本貸与品のタイトーの所有権に対する第三者による侵害を防止するものとします。

7. 本利用者は、「NESiCAxLive」の利用を休止・停止・解約する場合、速やかに本貸与品を自己の責任と費用においてタイトーに返還、もしくは廃棄等、タイトーの指示に基づく措置を執るものとします。

8. 本貸与品が故障等により正常に稼働しなくなった場合、本利用者は、速やかにタイトーに通知し、タイトーの指示に従うものとします。

9. 本利用者、本利用者の使用人、アミューズメント施設の運営者その他第三者による本貸与品の破損、盗難等、本貸与品の一部又は全部が毀損、滅失した場合、本利用者は、専用ハードディスク又はセキュリティディンクル1点毎に金500,000円也を違約金として、タイトーの指示するところに従い、直ちに賠償するものとします。なお、タイトーは、当該違約金の金額を超えて損害を被った場合の本利用者への更なる損害賠償請求権を放棄するものではなく、万一、タイトーが当該金額を超えて損害を被った場合、本利用者は、タイトーの請求に従い、速やかに当該損害をタイトーに賠償するものとします。

- (7) 自ら振出し、もしくは引受けた手形又は小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
 - (8) 予め通知された連絡先に連絡しても連絡がとれなくなったとき。
 - (9) タイトーに対する背信行為があったとき。
 - (10) その他本利用者の財産状態が悪化し、又はそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。
2. 本利用者は、前項各号のいずれかに該当した場合、タイトーより何等の通知、催告が無くても本規約に基づく全ての債務について、期限の利益を喪失するものとし、タイトーに対し直ちに全ての債務を支払うものとします。
 3. タイトーは、本利用者が第1項各号のいずれかに該当した場合、タイトーが本サービスを停止し、又は本規約等に基づく本利用者との契約を解除するか否かにかかわらず、タイトーが被った損害を本利用者に請求することができるものとし、この場合、本利用者は、タイトーが被った損害を直ちにタイトーに賠償するものとします。

第15条（個人情報）

1. タイトーは、本サービスの提供に関連して受領する本利用者、本店舗の運営者及びこれら使用人等に関する個人情報(以下「個人情報」といいます)を適切に管理すると共に、次の目的に限り、使用するものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な行為を行うため。
 - (2) 本サービスの利用料金の請求及び回収のため。
 - (3) タイトーの取扱っている商品、サービスに関する情報提供のため。
2. タイトーは、前項の利用目的の範囲内で個人情報を利用するにあたり、必要に応じて個人情報をタイトーの委託先等に開示することができるものとし、この場合、タイトーは、前記利用目的内での利用を当該委託先等に遵守させるものとします。

第16条（有効性）

本規約中のいずれかの規定が何らかの法令に違反していると判断され、無効等とされた際も、当該規定以外の規定は、引き続き有効に適用されるものとします。

第17条（管轄裁判所）

タイトー及び本利用者間に生ずる紛争の解決方法については、全て東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上

2021年12月1日改定

10. タイトーは、本基本規約に基づく権利許諾にかかわらず、「NESiCAxLive」の利用にあたっては、次の権利のみを非独占的に許諾するものとします。
 - (1) 本利用者に対し、本店舗に設置された専用端末に本コンテンツをメインサーバーからダウンロードの方法により公衆配信すること。

11. 本利用者は、「NESiCAxLive」利用後、タイトーにおいて本コンテンツの追加を行った場合、別途タイトーが指定する日から当該追加された本コンテンツを利用することができるものとし、但し、タイトーは、本コンテンツの利用開始日を事前に本利用者へ通知した場合であっても、タイトーの裁量により当該利用開始日をいつにでも変更することができるものとし、本利用者は、これに一切異議を申し立てないものとします。

12. 本利用者は、本コンテンツを含む「NESiCAxLive」にかかる一切の知的財産権が、タイトー又はタイトーが指定する第三者に帰属するものであり、専用端末の所有権が本利用者へ帰属するものであったとしても、それらにかかる知的財産権が本利用者に移転、譲渡されるものではないことを承諾すると共に、本コンテンツを含む「NESiCAxLive」の知的財産権を侵害するもしくは侵害するおそれのある一切の行為を行わないものとします。

13. 本利用者は、次の事項を行ってはならないものとします。本利用者による本項の違反は、本基本規約に基づく即時解約、期限の利益喪失事由に該当するものとします。

- (1) 本店舗の営業時間中、専用端末を稼働させている状態において、メインサーバーと専用端末間の通信を停止すること。
- (2) 本貸与品を第三者に転売、譲渡すること。
- (3) 本店舗以外の場所で専用端末を利用すること。
- (4) 専用端末を日本国外に輸出すること、また輸出するおそれがある第三者に販売、譲渡、賃貸等すること。
- (5) 専用端末、本貸与品及び本コンテンツを分解、解析、変更等すること。
- (6) 専用端末、本貸与品にタイトーが承諾していない付属品を付加すること。
- (7) 本コンテンツを自らもしくは第三者をして専用端末以外の媒体に複製、ダウンロードすること。

14. 本利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする場合、少なくとも1ヶ月前までにタイトーに通知するものとします。なお、通知方法についてタイトーの指定がある場合、その方法によって通知するものとします。

- (1) 専用端末を廃棄、第三者に譲渡、販売するとき。
- (2) 専用端末を本店舗以外のアミューズメント施設に移動することを希望するとき。

15. 本特約は、本基本規約が理由の如何を問わず終了しない限り、本利用者がNESiCAxLiveを利用している期間中継続して適用されるものとします。

以上

2021年12月1日改定